

平成23年8月22日

神奈川県知事  
黒岩 祐治様  
写)全国知事会 会長 山田啓二様  
内閣府特命担当大臣 玄葉光一郎様  
民主党新しい公共調査会御中

参議院議員  
牧山ひろえ

### 認定NPO法人制度についての提案

神奈川県民のため、日々取り組まれておられることに対し、心から敬意を表します。

さて、現在検討中の認定NPO法人制度に関して、以下の通り提案致します。

#### 情報開示について

非営利セクターの活動が盛んで、寄附文化が浸透しているアメリカとカナダでは、税制の優遇を受けている団体について、多くの情報が公開されている。公開方法も、主に政府又は各団体によってホームページ(以下HP)で公開されており、誰でも自由に内容を確認することができるなど、内容、方法の両面で非常に透明性が高い。

一方、日本の認定NPO法人については、実際に各々の役員報酬は公開されておらず、またHPによって公開される情報も少ない。(3ページの表参照)「NPO法人に対する寄附促進の仕組みづくりに関する中間報告書(以下、中間報告書)」の11ページに「市民が容易にNPO法人の活動内容や寄附の用途等を知ることができるためにも、NPO法人による情報の公開はとくに重要」と記述されている。情報の公開に関して、以下の通り提案する。

#### <提案1>

今回、NPOの認定事務が地方に移管されることになった。については、地方の委員会にNPO認定審査と決定権を委ねることになるが、各都道府県においては、NPOに関する情報を多くの人目に触れさせて、その結果透明性を高めるため、以下をHP公開要件にするべきである。或いは要件にまではしなくとも、以下提案3のように透明性を向上しようと誘導するようなインセンティブを、各NPO法人に与えるべきである。

- ・組織概要(目的、定款等)

- ・活動報告
- ・事業目標のみならず、毎年達成した項目(達成できなかった項目も)
- ・ガバナンス、管理
- ・役員、主要従業員の名前・住所・報酬額
- ・団体収入
- ・活動費
- ・バランスシート
- ・純資産
- ・寄付者の情報
- ・現物寄附
- ・国外活動
- ・主要(一定の割合以上を指定)取引先
- ・寄付の使い道

#### <提案2>

このHPによる情報公開を進めていくと、その認定NPO法人への信頼が高まり、寄付も集まりやすくなるということを、認定NPO及び一般(寄付者)にも何らかの方法で、告知すべきである。

#### <提案3>

どのようにしたら情報公開しようというインセンティブが働くかを考えたとき、「中間報告書」の9ページにある「広く関心を持ってもらうきっかけづくり」の一環として、例えば、県でHPへの情報公開度に応じた認定NPOのランキングを作り(例:HP公開度 Aランク、Bランク、Cランク)、認定NPOはそのランキングに応じて、県HPの認定NPOリストに上から順番に載るようにしてはどうだろうか。一般的に、リストの上にある団体の方が、人々はよく見られるので、自分たちの団体も積極的に情報公開して、リストの上に載るよう情報公開に励むのではないかと思われる。

#### <提案4>

具体的なランキング方法としては、提案1においてHP公開要件とした14項目のうち、12項目当てはまればAランク、9項目でBランク、6項目でCランク、3項目でDランク、1項目でEランクなどとしてみるのはいかがだろうか。

#### <提案5>

情報公開を進めるために、例えば県主導で認定NPOをつくり、その認定NPOを他の認定NPOのお手本にしてはどうだろうか。その認定NPOは、提案1においてHP公

開要件とした14項目に全て当てはまる、非常に透明性の高いランキングトップの団体にすればよい。そしてその団体を、他の認定NPOが見本にすればよい。

現在、内閣府において有識者による「特定非営利活動法人の会計の明朗化に関する研究会」を開催しており、本年秋ごろを目途に「NPO法人会計基準」を基にした計算書類の様式例等を含む新しい会計の手引きを作成する予定である。

#### <提案6>

地方においては、内閣府の示した基準をひな形として、より適切かつ簡素にNPO法人の活動を反映させることができる活動計算書を検討すること、そして市民に分かりやすい形で公開していくことが必要ではないか。

(表:日本の認定NPO法人と類似団体における公開情報の比較)

公開項目	アメリカ (免税団体)	カナダ※2 (登録チャリティ)	日本 (認定NPO法人)
組織概要(目的、定款等)	◎	○	◎
活動報告	◎	○	◎
目的の達成状況	◎	×	×
ガバナンス、管理	◎	○	○
役員、主要従業員報酬額	◎	○	×
団体収入	◎	○	◎
活動費	◎	○	◎
バランスシート	◎	○	○
純資産	◎	○	○
寄附者情報	×	○	○
現物寄附	◎	○	×
国外活動	◎	○	○

※1 ◎:ホームページ上公開

○:閲覧可能

×:非公開、非対応

※2 カナダは、ホームページ上公開している団体と、歳入庁への照会により情報が提供される団体とがある。

#### 認定基準の緩和と地方の裁量について

本年6月に成立した改正NPO法において、都道府県、政令市の条例指定によりPS T基準に適合することが認められることとなった。したがって、条例において、無償労

働の提供や物品等による支援を認定のための条件に組み入れること等、地方独自の制度運用が可能となり、認定NPO法人の増加が期待される。

地方の裁量権の拡大に伴い、地方がNPO法人の活動を適切に審査することによって不正を防止する仕組みが重要となることから、条例指定に際して有識者等による第三者委員会による審査の仕組み作り等の推進が重要になると思う。

### **地方の監督について**

認定において地方の裁量が拡大されたとともに、所轄庁(都道府県、政令市)の監督規定が整備されている。

今後は所轄庁の監督活動の必要性が高まる。特に、税金の不正、暴力団との関係の把握のために他機関との連携規定が設けられたが、この規定の運用、連携のネットワーク作りを国と地方が協力して推進していくことが大切である。

以上